

第五十七号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）の一部を次のように改正する。

別表三の項中

| | | | |
|---|----------|---|-------------|
| 同 | 足立工業高等学校 | 同 | 西新井四丁目三十番一号 |
| 同 | 荒川商業高等学校 | 同 | 小台二丁目一番三十一号 |

を

| | | | |
|---|----------|---|-------------|
| 同 | 足立工業高等学校 | 同 | 西新井四丁目三十番一号 |
|---|----------|---|-------------|

に改め、

同表五の項中

| | | |
|---|--------|---------------|
| 同 | 大塚ろう学校 | 豊島区巢鴨四丁目二十番八号 |
| 同 | 立川ろう学校 | 立川市栄町一丁目十五番地七 |

を

| | | |
|---|--------|---------------|
| 同 | 大塚ろう学校 | 豊島区巢鴨四丁目二十番八号 |
|---|--------|---------------|

に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(提案理由)

東京都立荒川商業高等学校及び東京都立立川ろう学校を廃止する必要がある。